

地方独立行政法人神奈川県立病院機構人事事務取扱規程等の一部改正について

1 改正の趣旨

職員に不祥事や非行等があった場合の事故報告について、本部事務局人事部から本部内部統制・コンプライアンス室に事務を移管することに伴い、関係規程について所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

(1) 人事事務取扱規程

事故報告書の提出先に内部統制・コンプライアンス室長を追加するとともに、同室長に聴取や調査の権限を付与することとした。

(第2条及び第17条関係)

(2) 懲戒手続規程

事故報告書の提出先に内部統制・コンプライアンス室長を追加するとともに、同室長が人事考査会に付議することとした。

(第2条及び第3条関係)

(3) 人事考査会規程

人事考査会の庶務を内部統制・コンプライアンス室で行うこととした。

(第7条関係)

3 施行期日

令和2年4月1日

地方独立行政法人神奈川県立病院機構人事事務取扱規程 新旧対照表

新	旧
<p>第1条 (略) (用語の定義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(5) (略) (6) <u>内部統制・コンプライアンス室長 組織規程第7条第1項に規定する本部の内部統制・コンプライアンス室長をいう。</u> 第3条～第16条 (略) 第17条 所属長は、所属職員が次の各号のいずれかに該当した場合は、速やかに関係書類を添えてそのてん末を人事部長に、第4号又は第5号の規定に該当した場合は、併せて内部統制・コンプライアンス室長に報告しなければならない。 (1) 死亡したとき。 (2) 業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかったとき。 (3) 就業規則第21条第1号又は第2号に該当したとき。 (4) 業務を行うに際し、第三者に損害を与えたとき。 (5) その他特に報告を必要と認める事故が発生したとき。 2. <u>内部統制・コンプライアンス室長は、前項の報告を受け必要があると認めるときは、職員に対して事故等に係る聴取りを行うほか、実地に調査することができ。</u> 第18条～第27条 (略)</p>	<p>第3条 (略) (用語の定義) 第4条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(5) (略) <新設> 第3条～第16条 (略) 第17条 所属長は、所属職員が次の各号のいずれかに該当した場合は、速やかに関係書類を添えてそのてん末を人事部長に報告しなければならない。 (1) 死亡したとき。 (2) 業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかったとき。 (3) 就業規則第21条第1号又は第2号に該当したとき。 (4) 業務を行うに際し、第三者に損害を与えたとき。 (5) その他特に報告を必要と認める事故が発生したとき。 <新設> 第18条～第27条 (略)</p>
<p>附 則 この規程は、令和2年4月1日から施行する。</p>	

地方独立行政法人神奈川県立病院機構懲戒手続規程 新旧対照表

新	旧
<p>第1条 (略)</p> <p>(報告書の提出)</p> <p>第2条 所属長 (地方独立行政法人神奈川県立病院機構組織規程第15条第2項に規定する総長等及び同規程第7条第1項に規定する課長をいう。)</p> <p>は、所属職員が懲戒処分の場合には、その事情を明記した報告書を作成し、参考資料を添えて人事部長及び内部統制・コンプライアンス室長に提出しなければならない。</p> <p>(懲戒処分の手続)</p> <p>第3条 内部統制・コンプライアンス室長は、前条の規定による報告書の提出があったときは、必要に応じて、速やかに事案を調査し、処分の適否について地方独立行政法人神奈川県立病院機構人事審査会規程第1条に規定する人事審査会に付議しなければならない。</p> <p>第4条～第6条 (略)</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(報告書の提出)</p> <p>第2条 所属長 (地方独立行政法人神奈川県立病院機構組織規程第15条第2項に規定する総長等及び同規程第7条第1項に規定する課長をいう。)</p> <p>は、所属職員が懲戒処分の事由に該当すると認められる場合には、その事情を明記した報告書を作成し、参考資料を添えて人事部長に提出しなければならない。</p> <p>(懲戒処分の手続)</p> <p>第3条 人事部長は、前条の規定による報告書の提出があったときは、必要に応じて、速やかに事案を調査し、処分の適否について地方独立行政法人神奈川県立病院機構人事審査会規程第1条に規定する人事審査会に付議しなければならない。</p> <p>第4条～第6条 (略)</p>

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

地方独立行政法人神奈川県立病院機構人事考査会規程 新旧対照表

新	旧
<p>第1条～第6条 (略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第7条 考査会の庶務は、本部内部統制・コンプライアンス室において処理する。</p> <p>第8条 (略)</p> <p>附 則</p> <p><u>この規程は、令和2年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第6条 (略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第7条 考査会の庶務は、<u>本部事務局</u>において処理する。</p> <p>第8条 (略)</p>